

建設アスベスト被害の全面解決に向けた意見書

アスベスト(石綿)を大量に使用したことによる健康被害が全国に広がっている。わが国においては、建築物の不燃化対策の一環として、国がアスベスト含有建材の使用を指定・促進し、その結果、輸入されたアスベストの多くが建設資材として使われてきたことから、建設業従事者の中で健康被害が特に多発している。これらの被害者は日本の高度経済成長を支えてきた人々である。

平成18年9月よりアスベストの使用がようやく原則禁止されたものの、それ以前に使用されたアスベストを含んだ建築物の改修・解体工事に伴う粉じんの飛散による建設労働者や周辺住民の被害が依然として危惧されている。

建設業従事者は、重層下請構造の下で、異なった多数の建設現場に従事していることや、いわゆる一人親方と呼ばれる個人事業主として従事する人々が多い。アスベストによる疾病は30年から40年という長期間が経過した後に発症することが多く、亡くなってからようやく労災認定がされる事例や、個人事業主等として扱われ労働者としては労災認定されずに補償が不十分である事例が多いのが実情である。

国とアスベスト建材製造企業の責任を問う「建設アスベスト東京1陣訴訟」が平成20年5月に提訴されてから12年経った令和2年12月13日に、最高裁が国の上告を不受理とし、全国の建設アスベスト訴訟の中で初めて、個人事業主等も含む建設アスベスト被害に対する国の責任が最高裁で認定された。そのことを受けて、令和2年12月23日には田村憲久厚生労働大臣は原告に謝罪し、協議の場を設ける意向を表明した。

また、令和3年1月28日には、「建設アスベスト京都1陣訴訟」で国の上告を不受理とするとともに、アスベスト建材製造企業8社の上告を不受理とし、建材企業の連帯責任(共同不法行為責任)が初めて最高裁で認定された。

しかし、建設アスベスト被害者は今なお増加している。アスベスト疾患での労災認定件数は全国で毎年1000人を超えているが、その6割近くを建設業従事者が占めている。建築物・工作物の解体工事は2030年前後にピークを迎えると予測されており、建設従事者は依然としてアスベスト曝露の危険にさらされている。

この間、多くのアスベスト被害者が命を落とし、病も進行している。長い裁判によることなく、一刻も早く救済が図られるようにしていくとともに、今後、建設現場でのアスベストの飛散と曝露を徹底的に防止していくことが求められている。

裁判によることなく建設業従事者のアスベスト被害者とその遺族が早期の補償が受けられる補償基金制度の創設ならびに今後のアスベスト被害の拡大を防止するための抜本的対策を直ちに講じ、アスベスト問題の全面解決を図ることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月22日

立川市議会
議長 福島正美